

石狩川滝川地区水害タイムライン検討会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する『石狩川滝川地区水害タイムライン検討会』（以下「滝川地区 TL 検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 滝川地区 TL 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 滝川地区 TL 検討会参加機関を対象とした滝川地区における風水害に備えた『タイムライン（事前防災行動計画）』の検討。
- 2 その他必要な事項

(組織構成)

第3条 滝川地区 TL 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 滝川地区 TL 検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 2 滝川地区 TL 検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3 滝川地区 TL 検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、滝川地区 TL 検討会を代表する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 滝川地区 TL 検討会は、ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WG の設置にあたっては、WG の検討事項、委任事項及び参加機関を定めるものとする。

(会議の招集等)

第5条 滝川地区 TL 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局札幌開発建設部ホームページに公開するものとする。

(検討会の任期)

第7条 任期は、滝川地区 TL 検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、北海道開発局札幌開発建設部河川管理課におく。

2 事務局は、会議の運営に関するその他事務を処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、滝川地区 TL 検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

石狩川滝川地区水害タイムライン検討会 組織

【座長】

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構 環境・防災研究所 副所長 松尾一郎

【参加機関】

陸上自衛隊第10普通科連隊

北海道空知総合振興局 地域政策部 地域政策課

北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 用地管理室 維持管理課

北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 事業室 治水課

北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所

北海道札幌方面滝川警察署

滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署

滝川地区広域消防事務組合 滝川市消防団

水土里ネットそらち空知土地改良区

中空知広域水道企業団

社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会

北海道旅客鉄道株式会社

北海道電力株式会社 岩見沢支店滝川営業所

日本赤十字社北海道支部滝川市地区

NEXCO 東日本 北海道支社

滝川ガス株式会社

一般社団法人 滝川市医師会

滝川建設協会

北海道中央バス株式会社 空知統轄事務所

東日本電信電話株式会社 北海道支店岩見沢営業支店

滝川市内自主防災組織 幸町第4区地区防災会

滝川市内自主防災組織 泉町連合町内会

滝川市民生委員児童委員連合協議会

北海道開発局 札幌開発建設部

(防災課・河川工事課・河川管理課・滝川河川事務所・滝川道路事務所)

気象庁 札幌管区气象台

滝川市 (総務課 防災危機対策室・土木課・学校教育課・社会教育課・福祉課・

企画課・江部乙支所)

【事務局】

北海道開発局 札幌開発建設部 河川管理課
気象庁 札幌管区气象台 総務部 業務課
滝川市 総務部 総務課 防災危機対策室

【オブザーバ】

北海道 総務部 危機対策局 危機対策課
赤平市 総務課 防災対策係
芦別市 総務部 総務課 総務防災係
歌志内市 総務課 庶務企画グループ
砂川市 総務部 市長公室課 防災対策
新十津川町 災害対策事務局
上砂川町 総務課 庶務係
奈井江町 まちづくり課 交通防災係
浦臼町 総務課
雨竜町 総務課 総務グループ
國學院大學北海道短期大学部

【アドバイザー】

日本放送協会 解説主幹 山崎 登
特定非営利活動法人 環境防災研究機構 北海道 専務理事 黒木 幹男